

様式第9号 (第5条関係)



5年 4月 4日

朝霞市議会議長 様

会派の名称 あさひ未来

代表者名 須田義博

政務活動費収支報告書 (会派用)

朝霞市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和4年度(令和4年4月分~令和5年3月分)政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
政務活動費	420,000	
利子等		
合 計	420,000	

2 支出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費	336,699	会報印刷代、紙代
広聴費		
人件費		
事務所費	31,847	紙、用紙、コピー、リース代、燃料
合 計	368,546	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

3 残額

51,454 円

065

# 領 収 書

No. 2464

2023 年 3 月 30 日

朝霞市議会あさか未来 様

金 額 **¥221,760※**

集金形態： 振 込

但 チラシ印刷製本代として

上記金額正に領収致しました

T1030002064163

各種印刷製本  
 有限会社 洋 社  
 本社・工場 埼玉県和光市南台2丁目1番1号  
 〒351-0115 TEL: 048(468)4303  
 朝霞営業所 埼玉県朝霞市北岸台6丁目1番1号  
 〒351-0005 TEL: 048(468)4303





吉亨カードご利用明細  
【お振込明細】

提携金融機関のお客様へ  
所定の専金自動入金引当利用手数料(消費税込)をご利用口座からお支払いいただきました。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
05 03 27	
カード発行金融機関・店番・科目・口座番号	
	*****
お取扱金種	
お取引種別	お引出
手数料 (含消費税)	¥550 通帳員
時刻	09:07 ¥114,939*
説明コード	¥255,511*

(お受取人) 銀行  
支店  
カ)A-1"スト様

(依頼人) アサカミライ カイチヨウ スタ"ヨシヒロ様

信用金庫

吉亨カードご利用明細  
【お振込明細】

提携金融機関のお客様へ  
所定の専金自動入金引当利用手数料(消費税込)をご利用口座からお支払いいただきました。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
05 03 30	
カード発行金融機関・店番・科目・口座番号	
	*****
お取扱金種	
お取引種別	お引出
手数料 (含消費税)	¥550 通帳員
時刻	08:31 ¥221,760*
説明コード	¥33,201*

(お受取人) 銀行  
支店  
0000188001  
カ)サノウシヤ様

(依頼人) アサカミライ カイチヨウ スタ"ヨシヒロ様

信用金庫

領 収 証

2023年 3月 27日

あさか未来 様

¥114,939 —

但し 4月入れ折込チラシ料 として

上記正に領収致しました。

内

消費税等

読売センター朝霞南  
株式会社ハーベスト

351-0011 埼玉県朝霞市本町2-25-32  
電話048-450-1805



# 請求書

あさか未来 様

2023年3月24日

読売新聞  
株式会社ハーベスト YC朝霞南  
351-0011 朝霞市本町2-25-32  
048-450-1805



合計総金額	¥114,939 —
-------	------------

折込日	品名	数量	単価	金額
4月22日	会報チラシ A3版	23220	4.5	104,490
		小計	23,220枚	
		消費税等	¥10,449	
		税込合計	¥114,939	

## 配布内訳

2023年4月22日(土) 朝刊入 23,220部数 A3サイズ								
読売新聞/日経/毎日/産経		チラシ		産経新聞/毎日		朝日新聞/日経/東京/産経/毎日		
朝霞南	3,070	朝霞南	200	朝霞	900	朝霞中央	3,200	
朝霞西	1,250	朝霞西	250	志木・新座	400	志木東口	1,850	
北朝霞	1,850	北朝霞	200			志木	2,280	
朝霞中央	2,600	朝霞中央	200			和光市	400	
志木東部	4,120	志木東部	250					
和光	200							
合計	13,090	合計	1,100	合計	1,300	合計	7,730	
							総合計	23,220

振込口座  
銀行 支店  
口座  
株式会社ハーベスト

3月 30 日までのご入金をお願いいたします。

85 Z

領 収 証

あさか未来様 2023年 3月 6日

¥ 6,932. —

但、

(内消費税 630 円)

上記正に領収いたしました。

満足と信頼を売る店

株式会社 ラビックス

代表取締役 高橋悦次郎

埼玉県朝霞市西原2-14-5 (朝霞第七小学校正門前)  
電話 048(475)2266 電話 048(473)4596 (E-Shop)  
FAX 048(475)0377 (年中無休)



あさか未来 様

TEL

納品書

お得意先コード  
88888888



株式会社 ラビックス

〒351-0034 埼玉県朝霞市西原2-14-5  
TEL 048-473-4596 FAX 048-475-0377  
口座名義 株式会社ラビックス

年 月 日	伝 票 番 号	取引区分	取引区分名
2023/02/13	01186170 *	212	掛売上

担当者コード 0008

入力者コード 0008

行	品名	製品品番/品名	数 量	単 位	単 価	消費税/金額	備 考	
1	アピカ	SA-A4 PPC用紙 サンエース (A4)	1	ツツ	610	610		
2								
3								
4								
5								
6								
振込先: 〇〇銀行 〇〇支店 〇〇信用金庫 〇〇支店 〇〇銀行 〇〇支店						合計	610 61 671	受領印

上記の通り納品申し上げます。

あさか未来 様

TEL

納品書

お得意先コード  
88888888



株式会社 ラビックス

〒351-0034 埼玉県朝霞市西原2-14-5  
TEL 048-473-4596 FAX 048-475-0377  
口座名義 株式会社ラビックス

年 月 日	伝 票 番 号	取引区分	取引区分名
2023/02/14	01186206 *	212	掛売上

担当者コード 0008

入力者コード 0008

行	品名	製品品番/品名	数 量	単 位	単 価	消費税/金額	備 考	
1		PPC-A4-1B PPC用紙 A4 2500枚入	2	ハ	2,410	4,820		
2								
3								
4								
5								
6								
振込先: 〇〇銀行 〇〇支店 〇〇信用金庫 〇〇支店 〇〇銀行 〇〇支店						合計	4,820 482 5,302	受領印

上記の通り納品申し上げます。

あさか未来 様

TEL

納品書

お得意先コード  
88888888



株式会社 ラビックス

〒351-0034 埼玉県朝霞市西原2-14-5  
TEL 048-473-4596 FAX 048-475-0377  
口座名義 株式会社ラビックス

年 月 日	伝 票 番 号	取引区分	取引区分名
2023/02/20	01186624 *	212	掛売上

担当者コード 0008

入力者コード 0008

行	品名	製品品番/品名	数 量	単 位	単 価	消費税/金額	備 考	
1	コパン	CT-18 テープ 大巻 CT-18	1	コ	333	333		
2	プラス	31-243 テープカッター TC-201 プラス	1	台	539	539		
3								
4								
5								
6								
振込先: 〇〇銀行 〇〇支店 〇〇信用金庫 〇〇支店 〇〇銀行 〇〇支店						合計	872 87 959	受領印

上記の通り納品申し上げます。



# リコーリース株式会社御中

契約日	2020年 / 月 / 日
契約番号	A074116830
契約の名称	リース契約
リース開始日	2020年 / 月 / 日

借受日 2020年 / 月 / 日

借主(甲) 埼玉県朝霞市本町1-1-1  
 住所 朝霞市議会光輝政会  
 商号 野本一幸  
 代表者名

## 物件借受証

貴社と当社との間で締結した上記契約に基づき、下記物件の検査の結果、物件の種類、品質及び数量(規格、仕様、性能その他物件につき当社が必要とする一切の事項を含む)が上記契約の内容に適合していることを確認し、上記借受日をもって物件の引渡しを受けました。

(記)

品名・仕様・型式	機械番号	数量	製造者名
RICOH IM C2000		1	リコー
コレクター F403S		1	株式会社石澤製作所
物件の引渡場所	埼玉県朝霞市本町1-1-1 朝霞市役所2階議会事務局内 朝霞市議会輝政会		

契約番号 A074116830

2020年 / 月 / 日

# 《リース契約書》

借主〔甲〕

(住 所) 埼玉県朝霞市本町1-1-1

(商 号) 朝霞市議会 輝政会

(代表者名)

野本 幸

(自宅住所) 朝霞市本町 2-11-28

(自宅電話番号) 048 - 461 - 0213

(生年月日) ■■■年 ■■月 ■■日生

\*個人事業主様は自宅住所・自宅電話番号・生年月日までご記入下さい

貸主〔乙〕

東京都江東区東雲1丁目7番12号  
リコーリース株式会社  
代表取締役 瀬川大

本契約担当の支社・営業所

〒330-0802  
住 所 さいたま市大宮区宮町1丁目114番1  
ORE大宮ビル 7階  
関東支社 営業一課  
TEL 048-645-1023

連帯保証人

(住 所)

(氏 名) \_\_\_\_\_ 印

(電話番号) \_\_\_\_\_

(生年月日) 昭和 年 月 日生  
平成

上記の者は以下の通り契約し、契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙が各1通を  
連帯保証人はその写しを保有します。

X:R4.12.19

新会社を設立し、  
この際、輝政会へ  
来社へ

# 別 表

(1)	売 主	株式会社 ラビックス												
(2)	物 件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 45%;">品名・仕様・型式</th> <th style="width: 15%;">機 械 番 号</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 30%;">製 造 者 名</th> </tr> <tr> <td>RICOH IM C2000 22447- F4035</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>リコー 株式会社石澤製作所</td> </tr> </table>	品名・仕様・型式	機 械 番 号	数 量	製 造 者 名	RICOH IM C2000 22447- F4035		1	リコー 株式会社石澤製作所				
品名・仕様・型式	機 械 番 号	数 量	製 造 者 名											
RICOH IM C2000 22447- F4035		1	リコー 株式会社石澤製作所											
(3)	物件の搬入・引渡・ 使用場所	埼玉県朝霞市本町1-1-1 朝霞市役所 2階議会事務局内 朝霞市議会 輝政会												
(4)	リ ー ス 期 間	36 ヲ月 (但し、物件借受証記載の開始日をリース開始日とします。)												
(5)	リース料及びその 支払日、支払方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">月 額</td> <td style="width: 25%;">リ ー ス 料</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">43,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消 費 税 等</td> <td>消費税法等所定の税率により算出された消費税等(円未満切捨)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支 払 日</td> <td colspan="2">                     1回目: 2020年 3月 31日に支払います(1.2.3月分)                      2回目: 2020年 5月 4日に支払います(4.5月分)                      以降 1ヵ月毎 4日に支払います。                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>支 払 方 法</td> <td>自動振替</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※お支払条件が不均等の場合、月額リース料等は“*****”表示としております。</p>	月 額	リ ー ス 料	43,300円		消 費 税 等	消費税法等所定の税率により算出された消費税等(円未満切捨)	支 払 日	1回目: 2020年 3月 31日に支払います(1.2.3月分) 2回目: 2020年 5月 4日に支払います(4.5月分) 以降 1ヵ月毎 4日に支払います。			支 払 方 法	自動振替
月 額	リ ー ス 料	43,300円												
	消 費 税 等	消費税法等所定の税率により算出された消費税等(円未満切捨)												
支 払 日	1回目: 2020年 3月 31日に支払います(1.2.3月分) 2回目: 2020年 5月 4日に支払います(4.5月分) 以降 1ヵ月毎 4日に支払います。													
	支 払 方 法	自動振替												
(6)	再 リ ー ス 料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">リ ー ス 料</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">86,600円</td> <td style="width: 30%;">(再リース開始時1年分一括払い)</td> </tr> <tr> <td>消 費 税 等</td> <td colspan="2">消費税法等所定の税率により算出された消費税等(円未満切捨)</td> </tr> </table>	リ ー ス 料	86,600円	(再リース開始時1年分一括払い)	消 費 税 等	消費税法等所定の税率により算出された消費税等(円未満切捨)							
リ ー ス 料	86,600円	(再リース開始時1年分一括払い)												
消 費 税 等	消費税法等所定の税率により算出された消費税等(円未満切捨)													
(7)	特 約 条 項	<p>以下余白</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <math>86600 \times 1.1 \times \frac{1}{4}</math>  <math>25.1 \sim 25.3\%</math>  <math>86600 \times 1.1 \div 30\%</math>  <math>23515</math> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">管理番号: 20200324-1309</p>												

【リース契約条項】

第1条 (リース契約の目的)

乙は、甲が指定する別表(以下「表」という)(1)記載の売主(以下「売主」という)から、甲が指定する表(2)記載の物件(以下「物件」という)を買受けて甲にリースし、甲は、営業のために若しくは営業として、又は事業・職務の用に供するためにこれを借受けます。

第2条 (中途解約の禁止)

本契約は、甲の都合により解除することはできません。

第3条 (物件の引渡し)

- ①物件は、売主から表(3)記載の場所(以下「使用場所」という)に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しのときまで善良な管理者の注意をもって甲の負担で売主のために物件を保管します。
②甲は、搬入された物件について直ちに甲の負担で検査を行い、物件の種類、品質及び数量(規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含む。以下これを総称して「品質等」という)が本契約の内容に適合していることを確認したときは、借受日を記載した「物件借受証」(以下「借受証」といふ)、記載された借受日を「借受日」という)を乙に交付するものとし、乙が借受証を受領したときは、借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとし、
③甲が不当に物件の引渡しを拒んだり遅らせたりしたときは、甲は、乙より催告なく本契約を解除されても異議を申し立てないものとします。この場合、甲は、売主から損害賠償請求があったときは、甲の責任と負担で解決します。
④天災地変、戦争その他の不可抗力並びに運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合及び乙に故意又は重大な過失が認められない事由によつて、物件の引渡しが遅延し又は不能になったときは、乙は、一切の責任を負いません。

第4条 (物件の使用・保管)

- ①甲は、借受日から使用場所において物件を使用できます。
②甲は、通常の業務のために物件を本来の用途及び法令等の定めに従って善良な管理者の注意をもって使用及び保管するとともに、物件を常時正常な状態に維持するための保守、点検及び整備を行うものとします。また、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず、甲の責任で修繕するものとします。
③甲は、前項のために必要となる一切の費用を負担し、乙に対しこれら費用の償還等を請求することはできません。
④物件自体及び物件の設置、保管、保守、使用及び本契約の履行に伴い第三者に与えた損害及び第三者との間に生じた紛争は、その原因の如何を問わず、甲の責任と負担で解決し、乙に何らの負担を負わせないものとします。甲及び甲の従業員等が損害を受けたときも同様とします。
⑤前項において、乙が損害の賠償をした場合、甲は、乙が支払った賠償額を直ちに乙に支払います。
⑥乙又は甲が物件について第三者から著作権、特許権その他知的財産権の侵害を理由に訴訟の提起を受け又は第三者との間に紛争を生じた場合、前二項の規定を準用します。
⑦甲は、乙から物件に乙の所有権を明示する標識を貼付するよう指示を受けたときは、それを貼付し、かつ、その状態をリース期間中維持します。
⑧乙又は乙の指定した者が、物件の現状、稼働及び保管状況を点検又は調査することを求めたときは、甲は、これに応じます。

第5条 (物件の品質等の不適合等)

- ①物件の品質等が本契約の内容に適合しないことが発見された場合並びに物件の選択又は決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、一切の責任を負いません。
②前項及び第3条第4項の場合、甲は、売主に対して直接請求を行い、売主との間で解決します。また、甲が乙に対して直接請求し、乙が償還可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に對する請求権(但し、乙と売主との間の物件に係る売買契約等の解除権の行使を除く)を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は、甲の売主への直接請求に協力します。但し、乙は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
③甲は、前項に基づいて売主に對し権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他本契約に基づく債務を免れません。

第6条 (リース期間)

リース期間は、借受証記載のリース開始日から表(4)記載の月数後の应当日前日(以下「リース期間満了日」という)までとします。

第7条 (リース料)

- ①甲は、乙に対し表(5)記載のリース料を同表記載の期日に同表記載の方法で支払います。
②甲は、理由・原因の如何を問わず、物件の不使用又は使用不能期間についても、リース料の支払いを免れません。

第8条 (公租公課)

- ①乙は、物件の固定資産税を納付します。但し、契約期間中に固定資産税額が増額された場合には、甲は、増額分を乙の請求に従い直ちに乙に支払います。
②甲は、リース料に課される消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)を負担するものとし、各リース料に付加して乙に支払います。但し、消費税等が増額された場合には、甲は、増額分を乙の請求に従い直ちに乙に支払います。
③甲は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、物件に関する権利の取得、所有、保管、使用及び本契約に基づく取引に課せられ、又は課せられることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
④甲は、前項記載の諸税を乙が納めることとなったときは、納付の前後を問わず、乙の請求に従い直ちに乙に支払います。

第9条 (費用負担等)

- ①甲は、本契約の締結に関する費用及び搬送手数料等本契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。
②甲は、乙が本契約による権利を守り、若しくは回復するため、又は第三者より異議を申し立てを受け必要な措置をとったときは、これらの解決に要した費用及び弁護士費用等一切の費用を負担します。

第10条 (物件の所有権侵害の禁止等)

- ①甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れたり、その他乙の所有権を侵害するよう行為を一切しないものとします。
②甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしないものとします。
1. 物件を他の不動産又は動産に附着させること。
2. 物件の改造、加工、模様替えなどにより原状を変更すること。
3. 物件を第三者に転貸すること。
4. 物件の占有を移転し、又は物件を使用場所から移動すること。
5. 本契約に基づく甲の権利又は地位を第三者に譲渡すること。
③物件に附着した他の動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、全て無償で乙に帰属するものとし、甲は、乙に対し何ら請求しないものとします。
④第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に附着させる場合は、甲は、事前不動産の所有者等から、物件がその不動産に付合しない旨及び物件を不動産から取去せる場合に不動産に生ずる損傷について乙に対して何らの修繕・損害賠償請求を行わない旨の書面を取得し乙に提出します。
⑤第三者が物件について権利を主張し、保全処分や強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、本契約書及び注文書等を提示し物件が乙の所有であることを主張し、かつ、証明して侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

第11条 (物件の滅失・損傷)

- ①借受日から物件の返還までに、物件が滅失(修繕不能及び盗難を含む。以下同じ)若しくは損傷した場合は、又は物件を使用及び収益することができない期間(物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれに限られない)が生じた場合においても、甲は、その原因の如何を問わず、乙に対し、物件の修繕、代替物の引渡し、リース料の減額及び休業補償その他損害賠償の請求をすることはできません。また、この場合において、甲が本契約に基づく甲の目的を達成することができないうちであっても、甲は本契約を解除することはできません。

- のとし、
②借受日から物件の返還までに、物件が滅失した場合、甲は、乙に対し直ちに書面での旨を通知し、物件滅失日以降のリース料の支払いに代えて、損害賠償として直ちにリース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額相当額及び未払いの消費税等全額を乙に支払います。また、物件が残存しているときは、甲は、乙の指示に従い、甲の責任と負担で物件を乙に返還します。
③前項の甲の義務が全て履行されたとき、本契約は終了します。

第12条 (損害保険)

- ①甲は、乙が物件(但し、ソフトウェアを除く)について、乙が選定する保険会社と借受日からリース期間満了日までを保険期間とする通常の動産総合保険契約を締結すること(但し、再リース期間を除く)及び保険料をリース料に含めて乙に對して支払うことを承諾します。尚、地震、噴火・津波等の天災、甲の故意又は重大な過失以外の他保険約款免責規定による事故の場合には、保険金は支払われずないものとします。
②物件に係る保険事故が発生したときは、甲は、直ちに乙に通知し、かつ、その保険金受領に必要な一切の書類を乙に提出します。
③前項の保険事故に基づいて乙が保険金を受領できたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従います。
1. 物件が修繕可能な場合には、乙は、甲が第4条第2項の規定に従って物件を修繕した場合に限り、第4条第3項の規定に従って修繕のために支払った費用に充てるため、この金額を限度として乙が受領した保険金相当額を甲に支払います。
2. 物件が滅失した場合には、甲は、乙が受領した保険金額を限度として、前条第2項の損害賠償金の負担を免除されます。尚、甲は、損害賠償金の不足額について、直ちに乙に支払います。

第13条 (通知・報告事項)

- ①甲及び乙連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、その旨を直ちに乙に書面で行き届けるものとします。
1. 住所、氏名、商号、名称、代表者名、電話番号その他予め乙に届け出た事項に変更があったとき。
2. 事業の内容に重要な変更があったとき。
3. 合併、会社分割、資本金若しくは準備金の額の減少、主要株主その他の実質的支配者の変動があったとき。
4. 財務・営業・事業状況に著しい悪影響を及ぼす訴訟、仲裁、調停等の申立て若しくは開始の事実が生じ、又はそのおそれがあるとき。
5. 第14条第2号ないし第7号又は同条第11号の事実が発生し、又はそのおそれがあるとき。
②届出をした住所、氏名、商号、名称、代表者名、電話番号その他宛てて乙が通知又は送付等をした場合、延滞又は到達しなかったときは、発信後3日をもって到達したものとみなすことと、甲及び乙連帯保証人は、予め承諾します。

第14条 (期限の利益の喪失)

- 本契約締結日以後、甲又は乙連帯保証人が次の各号の一つにでも該当したときは、乙からの通知・催告を要しないで当然に、甲は、リース料の支払いについて期限の利益を失い、リース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額及び未払いの消費税等全額を乙に直ちに弁済するものとします。また、甲は、乙から請求を受けたときは、本契約が解除前であっても、第22条の規定に従い物件を直ちに乙に引渡します。
1. リース料その他本契約に基づく金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。
2. 支払不能・債務整理・営業又は事業廃止の表明・営業所又は事業所の閉鎖の告知・弁済士等への債務整理の委任など支払いを停止したとき又は小切手若しくは手形の不渡り又は電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたとき。
3. 仮差押、仮処分、差押、強制執行・競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、又は民事再生法、会社更生法、破産・特別清算その他債務整理・事業再生に係る手続の申立があったとき。
4. 個人(自然人)の場合、死亡したとき又は後見・保佐・補助開始の審判の申立があったとき、若しくは任意後見監督人が選任されたとき。
5. 営業・事業の廃止、解散の決議をし、又は官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。
6. 営業・事業の全部又は重要な一部を他に譲渡しようとするとき。
7. 所在が不明となったとき。
8. 物件について必要な保存・保管行為をしないうち。
9. 経営が相当悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
10. 本契約以外の乙に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。
11. 乙以外の債権者に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。
12. 本契約の条項又は乙との間のその他の契約の条項の一つにでも違反し、乙が5日間の期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、前記期間内に甲がこれに応じないとき。

第15条 (契約解除)

- ①本契約締結日以後、甲又は乙連帯保証人が、前条の各号の一つにでも該当したときは、乙は、催告を要せず本契約を解除することができ、
②前項により乙が本契約を解除したときは、甲は、第22条の規定に基づき物件を乙に返還するとともに、損害賠償としてリース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額相当額及び未払いの消費税等全額を直ちに乙に支払います。

第16条 (遅延損害金)

甲は、リース料その他本契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき又は乙が甲のために費用を立替払いした場合の立替金償還を怠ったときは、支払うべき金額の対して支払期日又は立替払日の翌日からその完済に至るまで、年14.6%(周年法年14.6%)の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第17条 (再振替費用等の負担)

- ①甲は、リース料の支払いを怠り、乙が金融機関へ再度口座振替を依頼したときは、再振替費用として振替手続き回数1回につき200円(消費税等を別途加算)を乙に支払います。
②甲は、本契約条件の変更を乙に依頼し、乙がこれを承諾したときは、乙が定める手数料等を乙に支払います。

第18条 (再リース)

リース期間の満了2ヵ月前までに甲が乙に対して再リースしない旨の通知をした場合を除いて、本契約は、リース期間満了後、再リース料は表(6)記載の金額を再リース開始時一括支払い、再リース期間は1年間、動産総合保険は非付保。その他は本契約と同条件をもって自動的に更新され、以降も同様とします。但し、乙がリース期間満了前(再リース期間満了前を含む)に更新を拒否した場合を除きます。

第19条 (相殺の禁止)

甲は、本契約に基づく全ての金銭の支払債務を乙又は乙の承継人に対する債権と相殺することはできません。

第20条 (権利の移転等)

- ①甲は、本契約上の権利を金融機関、その他の第三者に譲渡し又は担保に供することを予め承認します。
②乙は、物件の所有権を本契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保に入れ又は譲渡することができるものとし、甲は、これを予め承諾します。

第21条 (事業状況等の報告)

甲及び乙連帯保証人は、乙から要求があったときは、直ちに、経営、財産、営業・事業の状況及び物件の設置・保管の状況を説明し、かつ、毎決算期の計算書類その他乙の指定する関係書類を乙に提出します。

第22条 (物件の返還・清算)

- ①甲は、本契約が満了、解除により終了したときは、直ちに甲の責任と負担で、物件の引渡し後に物件に生じた損傷(甲の責任によらない事由による損傷を含む。但し、通常の使用及び収益によつて生じた損傷並びに経年変化を除く)を原状に回復したうえで、乙の指定する日までに乙の指示する場所に物件を持参し、乙に返還します。この場合、第10条第3項により甲の所有権が認められた動産が物件に附着しているときは、甲は、甲の責任と負担で当該動産を全て分離取去らなければならないものとします。また、物件使用により物件に記録した情報(電磁的記録のデータ等一切を含む)を甲の責任と負担で返還時に全て消去します。

万、当該情報の全部又は一部が消去されず物件返還後に第三者に漏洩した場合においても、乙は、一切の責任を負いません。また、乙が物件の返還を受け物件を廃棄したときは、甲は、物件廃棄に要した費用を負担します。尚、乙が甲に対して相当期間を定めて催告したにもかかわらず、甲が物件の原状回復をしない場合、甲が物件に付着させた動産の分離取去をしない場合、又は物件を返還しない場合は、乙は、物件を原状回復し、甲が物件に付着させた動産を分離取去し、及び物件を引揚げる事ができるとし、甲は、それに要した費用を負担するとともに、乙が被った損害の全てを賠償します。

②物件の返還が遅れた場合は、甲は、その遅延日数に応じてリース料相当額を損害金として乙に支払います。また、物件の返還が不能のときは、甲は、その原因の如何を問わず、これに対する損害賠償として直ちに乙が相当の基準に従って評価した閉鎖時の見込残存価額（以下「見込残存価額」という）相当額を乙に支払います。

③甲が物件の返還を遅延した場合において、乙又は乙の指定する者にその所在場所からの物件の引揚げについて、甲は、これを妨害したり、拒んだりすることはできません。

④第15条第2項により物件が返還され、かつ、同項に規定する損害賠償金が完済された場合には、その金額を限度として、乙は、乙の選択により、物件を相当の基準に従って乙が評価した金額又は相当の基準に従って処分した金額から、その評価又は処分を要した一切の費用及び見込残存価額を差し引いた金額を甲に返還します。甲は、乙が算定する物件の評価額、見込残存価額に対して、何ら異議を申し立てません。尚、本項の規定は第18条の再リースには適用されません。

第23条 (弁済の充当)

本契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、その弁済について、乙は、適当と認める順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

第24条 (表明保証等)

①甲及び連帯保証人は、本契約締結日及び借受日において、本契約（関連する契約を含む。本条において以下同じ）の締結及び履行につき、取締役会決議その他法令上、定款上及び内部規則上必要とされる手続きを全て完了し本契約が有効に成立していることを表明し、保証します。

②甲及び連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを誓約します。

- 1. 自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しないこと、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下これを総称して「反社会的勢力」という）であること、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあること。
- 2. 反社会的勢力が自己の事業活動を支配し又は実質的に関与していること。
- 3. 本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長するものであり又はそのおそれがあること。

③甲及び連帯保証人は、反社会的勢力を利用して、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供、若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持ってはならないものとします。

④甲、連帯保証人又はそれぞれの役員が、反社会的勢力若しくは第2項各号のいずれかに該当し、又は前二項に違反し、若しくは前二項に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要せず本契約を解除することができ、解除に伴う措置については第15条第2項、第16条及び第22条が適用されるものとします。

⑤前項の乙の権利行使により、甲、連帯保証人又はそれぞれの役員に損害が生じても、乙は、一切の責任を負担しません。

第25条 (連帯保証人)

①連帯保証人は、本契約（再リースを含む）に基づき甲が乙に対して負担する一切の債務を保証し、甲と連帯して債務を履行します。但し、連帯保証人が法人でないときは、当該保証債務の範囲は次の各号に掲げる債務（再リースに基づく債務を除く。以下「主たる債務」という）とします。

- 1. 第7条第1項に規定するリース料及び第8条第2項に規定する消費税等
- 2. 第11条第2項に規定する損害賠償金（リース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額相当額及び未払いの消費税等全額）
- 3. 第14条に規定するリース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額及び未払いの消費税等全額
- 4. 第15条第2項に規定する損害賠償金（リース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額相当額及び未払いの消費税等全額）
- 5. 第24条第4項に規定する本契約解除に伴う損害賠償金（リース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額相当額及び未払いの消費税等全額）

②乙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。

③連帯保証人は、乙がその都合により担保又は他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。

④連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、本契約（再リースを含む）に基づく債務全てが弁済されるまで、乙の書面による同意がない限り地位による権利を行使できません。

⑤連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。

- 1. 甲は、以下の情報を全て連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、乙に対して表明及び保証します。
- ア. 財産及び収支の状況
- イ. 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ウ. 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

2. 連帯保証人は、甲から前号の情報全ての提供を受けたことを、乙に対して表明及び保証します。

⑥甲は、乙が連帯保証人に対して、甲の乙に対する債務の履行状況を開示することを予め承諾します。

第26条 (公正証書)

甲及び連帯保証人は、乙から要求があったときは、本契約と趣旨の強制執行認諾事項付公正証書作成に応じ、その費用を負担します。

第27条 (情報の利用・提供の同意等)

①甲及び連帯保証人は、この書面に記載された客観的事実並びに乙が保有する甲及び連帯保証人の取引に関する情報（但し、信用情報機関の情報、月々の支払状況、残債額を除く）を乙が認める提携会社に相互の業務上必要な範囲で提供し、利用することに同意するものとします。

②甲は、乙が甲に対し貸付契約その他契約に係る勧誘を行うことについて、予め承諾します。但し、甲から乙に対し勧誘中止の意思表示があったときは、乙は、甲に対する勧誘を行いません。

第28条 (特約条項)

表(7)記載の特約条項は、本契約と一体となりこれを補充し又は修正します。尚、同欄に記載無き条項は、別に書面で甲乙が合意しなければ効力を有しないものとします。

第29条 (合意書)

本契約についての全ての紛争は、訴訟の如何にかかわらず乙の本社又は支社若しくは営業所の所在地の地方裁判所又は簡易裁判所のみを第一審の専属管轄裁判所とすることに甲、乙及び連帯保証人とも合意します。

以上

う)を当社および当社の関連会社が保護措置を講じたうえで取得・利用することに同意します。

1. お客様の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況
2. 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、貸付額、支払回数
3. 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
4. 本契約に関するお客様の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、お客様が申告したお客様の資産、負債、収入および支出ならびに当社が取得したリース、クレジット等利用履歴、返済状況
5. 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき本人確認を行うための情報
6. 権利義務の移転等の必要上または本人特定のために取得したお客様の住民票、戸籍簿(抄)本、運転免許証等の機関が発行する書類から得た情報

(2) お客様は、本契約に係る物件の管理のため、および他の商品・サービスの情報の提供・提案のため、当社および当社の関連会社が本契約の物件の売主・製造者になり、本条前項第1号および第2号の個人情報を保護措置を講じたうえで提供することに同意します。

(3) 本条前項の個人情報の提供期間は、当該個人情報の取得日から原則として本契約の契約期間終了日の5年後までとします。

第2条 (個人情報の利用)

(1) お客様は、当社が保護措置を講じたうえで、リース、割賦販売、金銭の貸付、その他金融サービスに関連する当社および当社の関連会社の事業において、以下の目的のために第1条第1項第1号および第2号の個人情報を利用することに同意します。

1. 商品・サービスに関する情報の提供および提案
  2. 商品・サービスの提供
  3. 代金の請求・回収
  4. 商品・サービスの企画および利用に関する調査、アンケート依頼およびその連絡
  5. 統計資料の作成
  6. 商品・サービスに関する宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
  7. 商品・サービスに関する市場調査・商品開発
- (2) お客様は、当社が保護措置を講じたうえでリコグループが、前項各号の目的のために、第1条第1項第1号および第2号の個人情報を共同して利用することに同意します。

※当社の具体的な事業内容、当社の関連会社およびリコグループの名称については、ホームページ (<http://www.ricose.co.jp/>) に掲載しております。

第3条 (個人信用情報機関への登録・利用)

(1) お客様は、当社が当社の加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の取得および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、お客様およびお客様の配偶者の個人情報が登録されている場合には、お客様の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。

(2) お客様は、本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実（本契約が不成立の場合も含む）が、当社の加盟する個人信用情報機関（貸金業法に基づく指定信用情報機関）が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、お客様の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

[当社が加盟する個人信用情報機関の名称・住所・お問合せ電話番号等]	
名称：株式会社シー・アイ・シー(貸金業法に基づく指定信用情報機関)	
住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新館ファーストウェスト15階	
電話番号：0120-810-414	
ホームページアドレス： <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>	
※シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟企業企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。	

[シー・アイ・シーが提携する個人信用情報機関]	
名称：全国銀行個人信用情報センター	
住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1	
電話番号：03-3214-5020	
ホームページアドレス： <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/paic/">https://www.zenginkyo.or.jp/paic/</a>	
※主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関	

[株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)]	
名称：株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)	
住所：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館	
電話番号：0570-055-955	
ホームページアドレス： <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>	
※主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関	

株式会社シー・アイ・シーへの登録情報と登録期間	
本契約に係る申込をした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を遅滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

※当社が上記の加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の氏名・住所・電話番号等本人を特定するための情報、契約の債額、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、返済等支払状況に関する情報です。

第4条 (本同意事項に不同意の場合)

当社は、お客様が本契約の必要記載事項の記載を希望しない場合および本同意事項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、第2条に同意しないことを理由に本契約をお断りすることはありません。

第5条 (利用・提供中止の申出)

当社は、第2条による同意を得た範囲内で、当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、お客様から中止の申出があった場合は、それ以降当社での利用、共同利用者への提供を中止する措置をとります。

第6条 (個人情報の開示・訂正・削除)

(1) お客様は、当社および当社が加盟する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示を求めるときの問合せ窓口は第7条記載のとおりです。

(2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正または削除に応じます。

第7条 (問合せ窓口)

お客様の個人情報の開示・訂正・削除のお問合せや、利用・提供中止の申出等に関するお問い合わせは、以下のとおりご連絡ください。

1. 当社に開示を求めるとき、下記担当窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口・受付方法、必要書類、手数料)についてお答えします。なお、個人信用情報機関に登録されている個人情報を当社が開示することはできないため、当該個人情報の開示は個人信用情報機関へ直接お問合せください。

担当窓口：リコリース株式会社 CSR推進室  
住所：〒135-8518 東京都江東区東葛1-7-12 KDX墨洲グランスクエア7F  
電話番号：03-6204-0603

2. 当社が加盟する個人信用情報機関に開示を求めるとき、第3条第2項記載の個人信用情報機関にご連絡ください。

以上

【個人情報取扱に関する同意事項】  
この条項は、個人の申込者および連帯保証人予定者（以下総称して「お客様」という）に適用されます。

第1条 (個人情報の取得・保有・利用)  
(1) お客様は、本契約（本申込を含む。以下「本契約」という）を含むリコリース株式会社（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理（本契約が不成立の場合も含む）のために、以下の情報（以下総称し「個人情報」とい

# 領収書添付台紙

【研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、**事務所費**】

2022年10月17日発行

8% 600 × 1

契約番号 A074116830-000

再リース 1年ごとの自動更新です (ご回答不要)

ご契約者 朝霞市議会 輝政会

期間 2023年 1月 1日 ~ 2023年12月31日  
(再リース 1回目)

金額 年額 95,260円  
(内消費税 8,660円)

お支払日 2023年 2月 4日  
自動振替 (一括払い)

ご指定 銀行 支店  
引落口座 \*\*\*

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「\*\*\*」と表示しています。  
お支払い予定日が休業日の場合、引き落としは翌銀行営業日になります。

- ◆中途解約：再リース期間中に解約された場合、お支払いいただいた再リース料金は返還できませんのでご了承ください。
- ◆動産総合保険：再リース期間中は動産総合保険は付保されません。
- ◆保守：保守契約については、メーカー・販売店にご確認ください。再リース料金に保守料金は含まれません。

終了 返信用はがきにて  
2022年11月20日 までにお申し込みください

ご注意事項  
「物件の返還・精算」条項の通り、お客様の費用負担にて、弊社指定倉庫にご返却ください。  
パソコン等に記録された情報データは消去してください。ソフトは適法かつ適切に抹消してください。

AA1A005922

## 現在の契約内容

期間	2020年 1月 1日 ~ 2022年12月31日	
金額	月額	47,630円
	(内消費税)	4,330円
リース契約日	2020年 1月 1日	
機器の取扱店	株式会社 ラビックス	

## 物件明細

ご契約中の物件と、本物件明細の内容を必ずご確認ください。

物件連番	1	数量	1
物件名	RICOH IM C2000		
機械番号			
設置先	埼玉県朝霞市 朝霞市議会 輝政会		

物件連番	2	数量	1
物件名	シュレッダー F403S		
機械番号			
設置先	埼玉県朝霞市 朝霞市議会 輝政会		

\*\*以上\*\*

物件連番		数量	
物件名			
機械番号			
設置先			